

## ひとり暮らし寡婦福祉医療費助成制度実施要綱

### 1 目的

ひとり暮らし寡婦およびひとり暮らし高齢寡婦の医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

この事業の実施主体は、市町とする。

### 3 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

(1) ひとり暮らし寡婦 次の各号に該当する者をいう。

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦

イ ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており、かつ、今後も継続すると見込まれる者

ウ 65歳に達する日の翌日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）の末日を経過していない者

(2) ひとり暮らし高齢寡婦 次の各号に該当する者をいう。

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦

イ ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており、かつ、今後も継続すると見込まれる者

ウ 次の（ア）または（イ）のいずれかに該当するもの

（ア） 65歳に達する日の翌日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から70歳に達する日の翌日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）までの間にある者

（イ） 70歳に達する日の翌日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から75歳に達する日までの間にある者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者を除く。）

(3) 医療保険各法とは、次に掲げる法律をいう。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）

イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）

ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用する場合を含む。）

オ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

カ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

(4) 助成対象者 市（町）の区域内に居住するひとり暮らし寡婦およびひとり暮らし高齢寡婦で医療保険各法の規定による被保険者または被扶養者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者および市（町）施行規則で定める施設に入所している者を除く。）

をいう。

- (5) 附加給付 医療保険各法の規定に基づき保険者または共済組合の規約、定款、運営規則等の規定により、医療保険各法の規定による医療に関する給付（以下「保険給付」という。）に準じて給付されるものをいう。

#### 4 助成の範囲

- (1) 助成対象者の疾病または負傷について、保険給付が行われた場合において、当該保険給付の額（助成対象者が医療保険各法の規定により一部負担金を支払わなければならない場合にあっては、当該保険給付の額から当該一部負担金に相当する額を控除した額）が当該医療に要する費用の額（健康保険法第 85 条第 2 項に規定する食事療養標準負担額および同法第 85 条の 2 第 2 項に規定する生活療養標準負担額を除く。）に満たないときは、市（町）施行規則で定める手続に従い、当該助成対象者に対し、その満たない額に相当する額を福祉医療費として助成する。

ただし、当該疾病または負傷について法令の規定により国または地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときまたは附加給付が行われたときは、その額を控除するものとする。

- (2) 前項の規定にかかわらず、各助成対象者については、次によるものとする。

ア ひとり暮らし寡婦に係る医療費については、ひとり暮らし寡婦、ひとり暮らし寡婦の配偶者およびひとり暮らし寡婦の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条第 1 項に定める扶養義務者で主として当該ひとり暮らし寡婦の生計を維持する者のうちに、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）による市町村民税を課せられている者がいる場合は、前項で算出した額から別表に定める金額（以下「自己負担金」という。）を控除した額を福祉医療費として助成する。

イ ひとり暮らし高齢寡婦に係る医療費については、前項で算出した額から次の（ア）または（イ）に掲げる者の区分に応じ、それぞれ（ア）または（イ）に定める額（以下「一部負担金相当額等」という。）を控除した額を福祉医療費として助成する。

（ア）前条第 2 項ウ（ア）に規定する者 健康保険法第 74 条第 1 項第 2 号に掲げる場合に該当するものとして同項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額および同法第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者による指定訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）を受けた場合にあっては、同条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額

（イ）前条第 2 項ウ（イ）に規定する者 高齢者の医療の確保に関する法律第 67 条第 1 項第 1 号に掲げる場合に該当するものとして同項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額および指定訪問看護を受けた場合にあっては、同法第 78 条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額

- (3) 第 1 項の医療費に要する費用の額は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額および当該保険給付に関して厚生労働大臣の定めにより算定した費用の額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

- (4) 福祉医療費はひとり暮らし寡婦およびひとり暮らし高齢寡婦の前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については、前前年の所得とする。以下同じ。）が

国民年金法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和 61 年政令第 54 号。以下「措置令」という。）第 52 条の表第 6 条の 4 第 1 項に規定する額を超えるときは、助成しない。

ひとり暮らし寡婦およびひとり暮らし高齢寡婦の配偶者の前年の所得またはひとり暮らし寡婦およびひとり暮らし高齢寡婦の民法第 877 条第 1 項に定める扶養義務者で、主として当該ひとり暮らし寡婦およびひとり暮らし高齢寡婦の生計を維持する者の前年の所得が、措置令第 52 条の表第 5 条の 4 第 2 項の項下欄に規定する額を超えるときも同様とする。

- (5) 前項に規定する所得の範囲およびその額の計算方法は国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和 61 年政令第 53 号）第 1 条の規定による改正前の国民年金施行令（昭和 34 年政令第 184 号）第 6 条および第 6 条の 2 に規定する所得の範囲および計算方法とする。

## 5 助成の方法

- (1) 福祉医療費の助成を受けようとする者は、福祉医療費助成申請書に当該医療に要した費用の額を証する書類、その他市（町）長が必要と認める書類等を添えて、市（町）長に申請するものとし、市（町）長は当該申請に基づき助成するものとする。ただし、市（町）長は、当該助成申請について、福祉医療費の助成を行うことが適当でないと認めるときは、助成申請額の全部または一部の助成を行わないことができる。
- (2) 前項の規定にかかわらず、市（町）長は、助成対象者が滋賀県内の保険医療機関等において医療の給付を受けた場合には、福祉医療費として当該助成対象者に助成すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。
- (3) 前項の規定による支払いがあったときは、当該助成対象者に対し、福祉医療費の助成があったものとみなす。

## 6 自己負担金の支払

- (1) 前条第 2 項に規定する方法により福祉医療費の助成を受ける第 4 条第 2 項アに規定するひとり暮らし寡婦については、自己負担金を保険医療機関等に支払うものとする。
- (2) 前条第 2 項に規定する方法により福祉医療費の助成を受けるひとり暮らし高齢寡婦については、一部負担金相当額等を保険医療機関等に支払うものとする。

## 7 助成の期間

- (1) 福祉医療費の助成は、次項から第 4 項に定める場合を除き助成対象者となった日の属する月の初日からその者が助成対象者でなくなった日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）の末日までとする。
- (2) 助成対象に該当する者が月の中途において滋賀県外から本市（町）の区域内に居住することとなった者であるときは、当該居住することとなった日からとする。
- (3) 助成対象に該当する者が月の中途において滋賀県内の他市町から本市（町）の区域内に居住することとなった者であり、かつその者が加入する医療保険各法に規定する保険に異動があるときは、当該居住することとなった日からとする。
- (4) 助成対象に該当する者が月の中途において滋賀県内の他市町から本市（町）の区域内

に居住することとなった者であり、かつその者が加入する医療保険各法に規定する保険に異動がないときは、当該居住することとなった日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からとする。

## 8 県の補助

ひとり暮らし寡婦およびひとり暮らし高齢寡婦の福祉医療費に係る県の負担について、第3条に定める助成対象者に対し、県は予算の範囲内において市町が実施する本制度による事業のために支出した医療費の額に、次の補助率を乗じた額とする。

- |           |     |       |      |       |
|-----------|-----|-------|------|-------|
| (1) 福祉医療費 | 県負担 | 1 / 2 | 市町負担 | 1 / 2 |
| (2) 請求事務費 | 県負担 | 1 / 2 | 市町負担 | 1 / 2 |

## 9 実施時期

平成8年10月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費の助成については、改正後の要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年8月1日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費の助成については、改正後の要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費の助成については、改正後の要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

- 2 この要綱の施行前に行われた医療に係る福祉医療費の助成については、なお従前の例による。

3 改正前のひとり暮らし寡婦福祉医療費助成制度実施要綱（以下「旧要綱」という。）の助成対象となるもので、平成 26 年 7 月 31 日までに 65 歳に達する者であって、70 歳に達する日の翌日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）までの間にあるものは、改正後のひとり暮らし寡婦福祉医療費助成制度実施要綱の規定にかかわらず、なお従前の例により福祉医療費の助成を受けることができる。

4 平成 26 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日までの間に 70 歳に達した者で、70 歳に達する日において旧要綱に基づき、福祉医療費受給券の交付を受けていたものは、当該受給券の有効期間終了後からこの要綱の施行の日までの間は、引き続き旧要綱第 4 条に規定する福祉医療費の助成を受けることができる。

付 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

別 表 自己負担金

区 分	金 額	備 考
入 院	1 日当たり 1, 0 0 0 円	自己負担金は、同一の医療機関（同一の医療機関における歯科診療および歯科診療以外の診療は、それぞれの診療ごとに別の医療機関とみなす。）ごとに 1 か月につき 1 4, 0 0 0 円を限度とする。
通 院	1 診療報酬明細書当たり 5 0 0 円	(1) 1 か月当たりの自己負担金が左の金額に満たないときは、当該金額とする。 (2) 調剤報酬明細書には適用しない。